

- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生手続開始後又は再生計画の認定決定が確定した後に、構成市長が競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- エ 公告の日から入札の日までの間に、常陸大宮市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成2年大宮町訓令第13号）及び那珂市建設工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成29年那珂市告示第30号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- オ 組合が本工事に関する検討を委託した株式会社日産技術コンサルタントと資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- (3) 構成員1（プラントの設計・建設を行う者。代表構成員）は、次の条件を満たす者であること。
- ア 清掃施設工事又は機械器具設置工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可を有しており、許可後、営業年数が3年以上の者であること。
- イ 清掃施設工事又は機械器具設置工事について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項検査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう）を受けており、かつ、清掃施設工事又は機械器具設置工事の総評点が1100点以上であること。
- ウ 清掃施設工事又は機械器具設置工事について、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を有している者であること。
- エ 平成28年度以降に受注した、次の要件を全て満たす新設の一般廃棄物処理施設の元請での施工した実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上のものに限る。）
- ① 施設規模が2.0t/日以上、プラスチック製容器包装廃棄物又はPETボトルを対象として含むマテリアルリサイクル推進施設。
 - ② 上記の施設が完成後、令和8年3月末において、1年以上の稼働実績があること。
- オ 次に掲げる全ての基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、対象工事に専任で配置できること。（入札の日以前に、3月以上の雇用関係にある者に限る。）
- ① 一般廃棄物処理施設の工事において、主任技術者又は監理技術者としての工事経歴を有する者であること。
 - ② 監理技術者にあつては、清掃施設工事業又は機械器具設置工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。
- カ 現場代理人を、対象工事に常駐で配置できること。（入札の日以前に、3月以上の雇用関係にある者に限る。）
- (4) 構成員2（建築物等の設計・建設を行う者）は、次の条件を満たす者であること。
- ア 構成市に本店を有し、建築一式工事の格付け等級が「A」であること。又は、水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、城里町、東海村又は大子町に本店を有し、建築一式工事の総評点が800点以上であること。
- イ 建築一式工事について、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を有している者であること。
- ウ 平成28年度以降に、元請けとして、国又は地方公共団体等における建築一式工事を施工した実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上のものに限る。）なお、建築一式工事とは、原則として、建築物（S造、SRC造、RC造）の新築、増築、改築工事とする。
- エ 1級建築施工管理技士又は1級建築士のいずれかの資格を有する主任（監理）技術者を、対

象工事に専任で配置できること。(入札の日以前に、3月以上の雇用関係にある者に限る。)

5 入札参加資格申請書等

- (1) 対象工事の入札に参加を希望する者は、以下に示す申請書類を各1部持参により提出すること(郵送等は認めない)。なお、手続全般については、代表構成員が当該特定建設工事共同企業体の名称で行うこと。

ア 申請書類

- ① 一般競争入札参加資格申請書(様式第1号)
- ② 現場代理人及び監理・主任技術者配置書(様式第2号)
- ③ 施工実績表(様式第3号)
- ④ 特定建設工事共同企業体協定書及び委任状(袋とじ)
- ⑤ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(最新のもの)
- ⑥ 清掃施設工事又は機械器具設置工事について、許可後、営業年数が3年以上であることが分かるもの(建設業許可通知書の写し等)
- ⑦ 最新の営業所の専任技術者証明書の写し
- ⑧ 配置技術者の資格証明書類(資格証明書(免状、合格証明書)の写し、監理技術者資格者証、監理技術者講習終了証の写し)
- ⑨ 現場代理人及び配置技術者の3月以上の雇用関係が証明できるもの(健康保険被保険者証又は経営規模等評価申請時の技術職員名簿の写し)
- ⑩ 施工実績に係る証明書類(コリンズの写し(竣工登録のもの)又は契約書の写し(当初・変更を含むすべて。鑑のみで可)及び工事概要書等の写し)

イ 申請書等の受付期間・場所

本公告の日から令和8年5月22日(金)まで
(休日等を除く。午前9時から午後5時まで)

【組合事務局】 茨城県常陸大宮市小野2090番地の1

大宮地方環境整備組合 総務課

- ウ 入札参加資格の確認は、申請書の受領日現在で行い、入札参加資格の有無は、一般競争入札参加資格確認通知書により、令和8年5月29日付で、郵送及び電子メールにより当該参加希望者に通知する。

- (2) 入札参加資格があると認められなかった者は、その理由について、令和8年6月5日(金)までに、書面をもって説明を求めることができる。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めない。
- (3) 受付日時までに提出書類を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。

6 発注仕様書の閲覧又は貸与

- (1) 閲覧又は貸与に供する期間、場所等

ア 期 間 令和8年4月27日(月)から令和8年7月24日(金)までの土曜日及び日曜日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時までとする。(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 場 所 大宮地方環境整備組合 総務課

ウ 貸 与 原則として、1業者1回とし、午前9時から午後5時までの範囲で貸与する。
なお、発注仕様書の数に限りがあるので、貸与を希望する者は、事前に電話等で

予約すること。

- (2) 発注仕様書等（本公告を含む）に関する質問がある場合は、以下の期限までに、「発注仕様書等に関する質問書」（別記様式第1号）電子メールで組合事務局（16（2）参照）へ送信すること。なお、簡易な内容確認を除き、電話やファックス、口頭によるものは受付しない。

質問期限 第1回 令和8年5月13日（水）

第2回 令和8年7月 9日（木）

- (3) 前号の質問に対する回答は、次のとおりとする。

ア 方 法 電子メールにより、回答日時点での全応募者に送信。ただし、公平な競争性の確保が危惧されるなど、組合が不適当と判断した質問については、回答しない。

イ 期 日 第1回の期限までの質問 令和8年5月20日（水）までに

第2回の期限までの質問 令和8年7月16日（木）までに

7 入札執行の日時、場所等

本入札については、大宮地方環境整備組合郵便入札実施要領に基づく郵便入札とし、以下のとおり実施する。なお、開札時に入札参加者の立会いは求めないが、希望する入札参加者は立会うことができる。立会を希望する場合は事前に連絡すること。

- (1) 郵 送 先 16（2）組合事務局宛て

（一般書留又は簡易書留とし、それ以外の方法は無効とする。ただし、持参は可能。）

- (2) 入札書の受領期間（必着） 令和8年7月21日（火）午前8時30分から

令和8年7月29日（水）午後5時まで

- (3) 郵送書類

① 入札書（様式第1号）

② 積算内訳書（参考様式）

③ 誓約書（参考様式）

④ 委任状（代理人による入札の場合）

⑤ 連絡担当者の名刺1枚

- (4) 開札日時 令和8年7月30日（木）午後1時30分から

- (5) 開札場所 大宮地方環境整備組合（常陸大宮市小野2090番地の1）2階大会議室

- (6) 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、以下により、当該者に「くじ」を引かせて、落札者及び次順位者を決定する。なお、参加者は入札書提出者と同一人物とする（身分を証明できるものの提示を求める）。

ア 開催場所 (5)に同じ

イ 開催日時 令和8年7月30日（金）午後4時から

- (7) 入札結果は、落札者のみに電話連絡を行う。なお、入札結果の公表については、組合事務局にて閲覧に供するほか、電話等での問い合わせにも対応する。

- 8 予定価格 金980,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

9 入札方法

- (1) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、政令、常陸大宮市建設工事執行規則（平成3年大宮町規則第22号）及び常陸大宮市財務規則（平成3年大宮町規則第21号）の関係条項を遵守すること。

- (2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54

号)等に抵触する行為をしないこと。

- (3) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額、を入札書に記載すること。
- (5) 提出した入札書の引換え、変更又は取消しは、認めない。
- (6) 入札の執行回数は1回とし、落札者がいない場合は、不調とする。
- (7) この入札は、常陸大宮市建設工事低入札価格調査制度実施要綱(平成19年常陸大宮市訓令第56号)に基づき、調査基準価格を設定しており、次のとおり取扱うものとする。
 - ア 調査基準価格を下回る入札をした者は、最低の価格をもって入札しても、必ずしも落札者になるとは限らない。
 - イ 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札の決定を保留するとともに、その価格によって、契約の内容に適合した履行がなされるか否かを判断するための調査を実施し、後日落札を決定したときは、速やかに当該入札の結果を各入札参加者に通知する。
 - ウ 調査基準価格を下回る入札をした者は、調査事項に関する事情聴取等に応じるものとし、これに応じない場合は、失格とする。なお、数値的判断による基準を満たしていない場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断し、調査事項に関する事情聴取等を行うことなく失格とする。
- (8) 最低制限価格は、設定しない。

10 入札保証金

免除する。

11 積算内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書の提出を求める。
- (2) 積算内訳書の様式は、工事区分及び工種ごとに数量及び金額を明らかにすること。また、端数処理の場合を除き、「値引き」若しくは「割引」等の理由のない減額項目を記載してはならない。
- (3) 提出された積算内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。
- (4) 積算内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 契約保証金

徴収する。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上(低入札価格調査を受けた者である場合は、請負代金額の10分の3以上)としなければならない。

1.3 支払条件

(1) 前払金

保証事業会社と前払金に関し保証契約をした者に対して、各会計年度の出来高予定額の10分の4以内の額とする。

各会計年度における請求できる回数は次のとおりとする。

令和8年度 0回 令和9年度 1回 令和10年度 1回

(2) 中間前払金

常陸大宮市公共工事中間前払金取扱要綱に基づく認定を受けた場合について、各会計年度の出来高予定額のうち、10分の2以内での中間前払金を請求することができる。

(3) 部分払

本契約において、各会計年度における請求できる回数は次のとおりとする。

令和8年度 0回 令和9年度 1回 令和10年度 1回

(4) 支払限度額及び出来高予定額

本契約において、各会計年度における請負金額に対する支払限度額及び出来高予定額は、おおむね次の割合とする。

令和8年度 支払限度額 0.0%

令和9年度 支払限度額 17.4% (出来高予定額 19.4%)

令和10年度 支払限度額 残額 (出来高予定額 残額)

なお、(3)の請求の後に、(2)の請求はできないものとする。

1.4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について、不正の行為があった場合
- (2) 指定の日時までには到達しない場合
- (3) 入札書に記載されている金額その他必要事項を確認し難い場合又は記名押印のない場合
- (4) 入札書を2通以上提出した場合
- (5) 他の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした場合
- (6) 代理人が委任状を提出しない場合
- (7) 予定価格が事前に公表されている入札において、当該予定価格を超える金額で入札した場合
- (8) 積算内訳書の提出がない場合
- (9) 一般競争入札参加資格確認通知書により参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に構成員のいずれかが指名停止措置を受けた場合
- (10) その他入札に関する条件に違反した場合

1.5 契約の効力等

この公告に係る工事請負契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、大宮地方環境整備組合議会（以下、「組合議会」という。）の議決を要するものであるため、落札者と決定された者と仮契約を締結することとし、組合議会において議決を得た日から本契約とする。また、仮契約の相手先が仮契約締結後、組合議会の議決までの間に参加資格の要件を満たさなくなったとき又は組合が常陸大宮市建設工事等請負業者指名停止等措置要領又は那珂市建設工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めるとき若しくは指名停止措置を行ったときは、組合は仮契約を解除することができるものとする。この場合、組合は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

16 その他

- (1) 提出された資料等は、返却しない。なお、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用することはしない（使用する場合は、事前に各入札参加者に確認する）。
- (2) その他不明の点等については、次により照会すること。

組合事務局（大宮地方環境整備組合 総務課）

〒319-2133 茨城県常陸大宮市小野 2090 番地の 1

電 話：0295(52)3535

電子メール：jimukyoku@omiyakansei.jp